



不正防止プログラムについての声明文

フランクリン・リソーシズ・インクは、米国カリフォルニア州サンマテオに本拠を置く持株会社であり、その子会社とともにフランクリン・テンプルトン（以下、「FT」という）として事業展開しています。米国における FT 傘下企業は、は、米国証券取引委員会を含む各規制機関による規制の対象です。なお、米国外の FT 傘下企業も、現地規制当局の監督下にあります。

世界を舞台に活躍する投資運用組織として、FT は事業を展開する各法域の不正防止に関する法令の完全な遵守に取り組んでいます。これには、米国 1940 年投資顧問法（IAA）、1934 年証券取引所法（SEA）、米国証券取引委員会（SEC）規則、英国 2023 年経済犯罪および企業透明化法（ECCTA）などの、不正防止に関する規定が含まれています。FT は、リスク評価、リスクに準じた予防手順、デューデリジェンス、コミュニケーションと研修、モニタリングと審査という原則に取り組む不正防止プログラムを策定するなど、あらゆる取り組みを行っています。また、当該プログラムには、不正行為または詐欺的行為の疑いのある事例の防止、発見、報告、対応についてのガイダンスと基準が含まれています。